

早稲田大学社会安全政策研究所（WIPSS）第 94 回定例研究会

「更生保護施設の現状と課題」開催記録

本報告は、2025（令和 7）年 3 月 15 日（土）に早稲田大学早稲田キャンパス 8 号館 3 階 308 教室及びオンライン（Zoom ウェビナー）にて開催された定例研究会の記録である。

なお、本報告における肩書は、全て当時のものである。

【第一部】各報告者からの報告

【第二部】パネルディスカッション・質疑応答

【第一部】各報告者からの報告

更生保護施設の現状と課題

今福章二 WIPSS 招聘研究員（更生保護法人全国更生保護法人連盟理事長，
特定非営利活動法人日本 BBS 連盟会長，
保護司みらい研究所代表）

私はいろいろな団体に関与し全国更生保護法人連盟の理事長もしていますが、本日の発表はその全更連も含めいずれの団体の公式見解を述べるものではなく、すべて私自身の個人的見解としてお受け止めいただけたらと思います。

地域自立支援の中核的担い手というのが、今、更生保護施設に期待されている役割ですが、その前の段階での努力があってこそ今の今です。これまでどういう努力がなされ、そのステージアップとして処遇施設化があり、さらにその上の段階として今があるという流れについて、簡単に説明したいと

思います。

更生保護施設は、今では日本の各県に必ずありますが、このように日本全国にあまねくあることのありがたさをしみじみと噛みしめています。

その最初は、緊急保護の充実の時代でした。今に至る一番太い流れは戦前の免囚保護です。福祉との未分化の状態の中で、生活に困窮して路頭に迷い再犯してしまう悪循環から本人をどうやって保護するか、そのために就労の手助けをどうするか、といったあたりから始まり、長年にわたり実績を積み上げてきました。戦後にそれを支える法律としてできた更生緊急保護法は、更生保護事業を国の責任として行うことを明言した点に積極的な意義が認められます。その際、更生保護施設は本来的に社会福祉事業に近い性格を持っているため、更生保護施設の所管は法務省か厚生省かという問題提起がGHQからなされました。法務省側は法務省の管下に置くべきと主張し、厚生省側からは厚生省に来てもらっていいという意見が述べられたようですが、結果的には法務省の所管に決まった経緯があります。その後は、厚労施策と法務省施策が全くシンクロしない時代が長く続きました。その間に架け橋をかける司法と福祉の連携が始まったのは比較的最近のことです。

当時は、社会全体が困窮・混乱の時代にあつたので、プログラムよりも、とりあえず寝る所を用意し、お腹をすかしていればそれを満たすことが大切だとして、そこに集中して取り組むことによって再犯防止の効果を上げていました。

その後、日本が高度経済成長期を迎える中で、経済の右肩上がりとは反比例するかのように更生保護施設の数減っていきます。1959年に172あったものが、20年後の1978年には107になり、その後の約40年間は更生保護施設の経営主体である更生保護法人等の数は約100で推移します。しかし、その間も決して平坦な道のりではありませんでした。その一つは、いわゆるNIMBY問題、すなわちNot In My Back Yardという観点からの住民による反対運動により、更生保護施設の建て替えが進まず、中には反対が激烈を極め運営に支障をもたらす事態も一部には見られました。冒頭に更生保護施設が全国の各県にあることがこれほど幸せなことではないと申し上げましたが、実際に空白県が生じた時もありました。そこから、地域社会との関係強化が、

意識的に取り組むべき課題となった経緯があります。

実際に団体数が減少していった時期は、同時に処遇の内容をもっと良くしていこうという地道な努力がずいぶんなされた時期でもありました。その中から居住機能を保護観察処遇にどう活用していくべきかという問題意識が生まれ、その具体策として、中間処遇プログラムも開始されました。効果的な処遇を行うには、処遇人材や効果的な処遇方法の投入などのソフト面のほかに、物理的な保護環境というハード面を整える必要があります。いわゆる劣等処遇という発想では立ち直れるものも立ち直れません。そのようなこともあり、ハード面の整備もようやくこのあたりから進んでいきます。

次の処遇施設化の段階に移ります。処遇施設化というのは、更生保護事業法の下で、トータルプランに基づきどのようにして処遇を充実させていくかという議論の中から出てきた言葉です。更生保護事業法はこれまでの更生緊急保護法を改め、経営問題と処遇問題を明確に区別しながらも、最終的にはそれらを一体的に捉える考え方を背景に制定されましたが、その下で処遇施設化が進展しました。処遇施設化について言えば、これまで保護の対象者は満期釈放者を中心にとというのが更生保護施設の出発点でしたが、仮釈放者がどんどん増えてきて、更生保護施設が保護観察の実施場所と目されるようになってきました。すなわち、保護観察をしっかりと行うことによって再犯防止の効果を高める上で、受け皿である更生保護施設の処遇はどうあるべきかという考察から出てきた言葉が更生保護施設における処遇施設化です。言い換えれば、そのターゲットはとても狭いものでした。その一方で、トータルプランを見れば分かるように、処遇というソフト面、物理的な施設というハード面、地域との関係面、そして法制度面をトータルに捉えて全体を引き上げていこうという、広い視野を持っていました。

現代的に言い換えれば、処遇施設化が目指したものは、RNR 原則に基づく処遇ガイドラインを基に個別的な処遇計画を作り、「更生の期待できる円満な退所」の姿を目指して処遇を組み立て、それぞれの施設ごとの長所短所を踏まえた積極的な関与を行うこと、そしてそれらを支える制度改正・予算・職員体制の拡充を図ること、であったと言えるでしょう。

具体的には、更生保護事業法等の一部改正が 2002 年になされ、そこで「社

会生活に適応させるために必要な生活指導」というものが処遇の中に加えられました。更生保護施設に期待されている役割・機能が順々に豊かになる中で、処遇施設化のシンボリックな存在として、SSTなどの処遇が積極的に導入されていきました。その後も様々な施策や処遇の導入が続き、今では更生保護施設の中での基本的な処遇と専門的な処遇、退所者に対する継続的な支援、これらの三位一体型処遇が、目指されています。例えば、令和5年4月から更生保護施設に特定補導が導入されました。手挙げ方式ですから、自分の施設ではこの処遇をしますということになるのですが、A群にあるのは認知行動療法などの背景を持ったものです。B群が依存回復訓練ということで、さまざまな依存回復の取り組みです。C群が社会適応訓練で、ここにSSTが出てきます。D群というのは地域との関係の取り組みです。

要するに昔の処遇施設化は、あくまで仮釈放者の保護観察の充実、かつ、方法論としてはここでいうC群を中心とする処遇の展開を指していました。しかし、今ではその対象が退所者も含め大きく広がり、処遇内容も対象者の特性に応じた専門的な処遇を多様なメニューをもって実施する形に変貌を遂げ、今の時代の特徴を成しています。また、かつて施設排斥運動という痛い目に遭う中で苦勞した時代には、更生保護施設を地域に受け入れてもらうために何をする必要があるかという発想から地域との良好な関係作りに努めた経緯がありました。しかし、今ではさらに一步進めて、更生保護施設が社会になくてはならない存在として認知され、実際に地域のために貢献するために何ができるのかという観点を強める中で、地域との関係構築を目指すD群が置かれています。

再犯防止推進計画との関係で言えば、その一次計画の段階までは処遇施設化の時代であったといえるでしょう。しかし、二次計画からは、更生保護施設を地域自立支援の中核的担い手と明確に位置付け、一時的な居場所の提供ということを超えて、更生保護施設を出発地として地域での自立への円滑なスタートを支える、スタートアップを助ける施設だということが明確にされました。地域での自立には時間がかかり、そこに伴走できる港のような役割を果たすこと、そして、地域による包摂を推進する施設だという位置付けが、第二次計画で謳われた訳です。

この方向性と概念をどのように具体化していくかが今問われています。その先にはかなり大きな海原が広がっています。その一番大きなところで言えば、例えば、施設内処遇を最後の手段と位置付け、地域において多様な社会復帰サポートを受けながら再犯防止を図っていくアプローチをノーマルな姿とする青写真を描きながら、そこで地域処遇における中核的な役割を更生保護施設が担う姿も視野に入っているとも考えられるところです。

さて、本年 6 月からの拘禁刑の導入によって矯正処遇がどのように変わっていくのか、我々としても注視していかなければなりません。更生保護施設の立場からみると、矯正処遇ですべてが完結することはあり得ませんから、そこでいい処遇がなされればなされるほど、社会の中でそれをきちんとフォローアップする必要性が高まるはずです。そのフォローアップの第一のところに更生保護施設が存在するという、言い換えれば、変貌を遂げた矯正処遇のフォローアップ先として更生保護施設があり、その間にプログラムの連携が一層必要になってくるでしょう。一方で、更生保護施設における処遇内容を前提にして、そこにつなげるためにどうしたらいいかという発想で、矯正処遇の充実が図られるというような、相互連携、視点の交換が今後ともに大切になってくるものと思います。

また、再度目執行猶予の適用要件の拡大などの法改正が施行され、その効果として初度目執行猶予への付保護観察率の向上が期待されています。現在の付保護観察率は数%ですが、昔は 15%ぐらいが当たり前でした。30～50%も視野に入れるべきというのは言い過ぎかもしれませんが、初度目の付保護観察率のアップに向けた見直しは急務です。その実現のためには更生保護施設のハーフウェーハウス機能だけではなく、プロベーションホーム機能の一層の充実が必要になるでしょう。

前の処遇施設化の時代には、処遇機能の多様化が目指されていましたが、現在の地域自立支援の中核的担い手の時代にあつては、それを越えた役割の多様化が求められています。それを実現できるかどうか、将来的な経営問題にも大きな影響を与えることになると思います。

更生保護施設の現状と課題—絆社会へ—

山田憲児 WIPSS 招聘研究員（更生保護法人更新会常務理事）

それでは、私のほうから発表させていただきます。更生保護施設の現状と課題ということですが、時間の関係もありますので、かなりはしょっていきたいと思います。

刑務所出所者はどこに帰るかという令和3年のデータがここにありまして、満期釈放者は52.6%、帰るべきところがありません。これは令和5年の犯罪白書から取ったものですが、仮釈放者で見えますと、更生保護施設が38.2%です。この割合が将来的にはどんどん増えていくだろうと予想しています。なぜかといいますと、世帯類型の推移というデータを見ていただきたいのですが、単身世帯がこれからどんどん増加するということになりますと、肉親、配偶者、親族等というものがいなくなりますので、もう受け皿としては更生保護施設しかなくなってくるのではないかと思います。

この辺は省略しまして、刑務所出所者の出所当年の再入所率の推移です。昭和59年からのデータを見ていただきたいと思います。昭和59年というのは、私は法務省保護局で仮釈放係長をやっていました。それで、このデータを見ると驚くなかれ、満期釈放者が刑務所を出た年に13.3%、また刑務所に戻ってきます。仮釈放者は3.8%ですから、3倍から4倍の開きがあるということです。これはなぜでしょう。満期釈放者は、糸の切れた凧のように誰も見守る人もいないわけです。

やはり再犯者をいかに少なくするかというのが更生保護の役割だとするならば、刑事政策的には仮釈放を積極的にやればよいという、これは明らかなことです。それで、私が仮釈放係長の時に仮釈放の積極化施策というのを打ち出しました。これを積極化すれば、当然再入所率、再犯率が下がるであろうということが予想できました。

その当時の仮釈放率は50%ぐらいでした。現在はそれが62%ぐらいにまわっています。その後のデータを見れば、2年以内の入所率、それから5年以内の入所率、私が法務省にいた時は刑務所を出た人は5年たてば5割が刑

務所に戻ると言われていました。それがもうどんどん減っていきまして、満期釈放者でも 4 割、全体では 34.8%という形になってきているわけで、刑事政策的役割の中で更生保護施設がどういう役割を果たすのか、それは行き場のない人の受け皿を更生保護施設が担うと、もうこの一言に尽きます。満期で刑務所を出て、誰も引き受けてくれなければ、1 週間、10 日で再犯するわけですから、この受け皿です。

それから、満期釈放者対策をどうするのかというのが一つの大きな課題としてあるのではないかということをやっと考えてきました。これは総論的なことでして、各論というか更新会に限って言いますと、更新会に来ていろいろな寮生と接していますが、「社会の壁（刑余者にはないもの）」というもので表現してみました。住民票、保険証、スマホ、銀行口座、運転免許証、身元保証人。現在はスマホと銀行口座がなければ就職することは不可能です。給料が全部銀行振り込みになるわけです。それならば銀行口座というものは簡単に作れるのかという問題です。

ここに今年の 2 月 21 日の朝日新聞の記事を挙げてみました。暴力団から離脱して 5 年たっても口座を開設できないと元組員が裁判を起こして、しかしこの結果負けてしまったということが載っていました。更新会にも元暴力団の人で刑務所を出てきて平成 30 年ぐらいから帰住した人がいまして、彼も離脱証明書を警視庁に行って書いて出したけれども、みずほ、三井住友、三菱 UFJ と、なかなかメガバンクでは口座を作れないと。ついこのあいだ更新会に来て、ようやく銀行口座を作ることができましたと言うのです。何と 7 年かかっています。それだけ厳しい現実というものが刑余者に対してはあるということをご理解いただきたいと思います。その一つ一つのハードルをどうやってクリアしていくのかということが、更生保護施設の職員にとっては非常に重要な役割になるのではないかと思います。

これは当たり前のことなので省略しますが、いろいろな支援策が取られるようになってきました。就労支援、福祉支援、居住支援とあります。私も法務省に 27 年いましたけれども、法務省の保護局で厚生労働省に就労支援について頼みに行ったことがあります。「障害者を、企業は何%を雇わなければいけないという法律があります。しかし、刑余者についてはそういう法律

がないということで何とかならないか」という話をした時に、けんもほろろに断られたという記憶があります。

ところが、愛知県の安城で安城事件というのがありました。刑務所を出所した人がハローワークに行って就職しようと思ったけれども、前科があるということでできなかったということで、イトーヨーカドーで幼児の頭にナイフを刺したという事件です。そうした具体的な事件を契機に変わっていくということを如実に感じました。なぜ就労支援がこのような形で展開していったのかといいますと、そういう具体的な事件があったということが大きく言えると思います。

それから、福祉的支援では、平成 21 年から地域生活定着支援センターが始まりましたけれども、これは厚生労働省が予算を取って始めたものです。しかし、なかなかこれも都道府県、自治体の抵抗がありまして、全県に地域生活定着支援センターができるのに丸 2 年かかりました。それから、居住支援も国土交通省の居住支援法人制度などがあります。要するに、今取られている施策は、法務省のみでは取ることのできない施策を、厚労省や国土交通省などと一緒になって、再犯防止対策をやっているということにつながっていると思います。

今後、刑法の改正などいろいろ新たな段階に突入していくわけですが、私が今、感じていることは、どういう社会をつくるのか、それによって犯罪や非行が少ない社会が実現できるのではないか、一言で言えば、ソーシャルインクルージョン社会の実現というのが一番大きな社会的な課題ではないかと思っています。

生きづらさを抱えた人を誰一人取り残すことなく息の長い支援を行うというのは当たり前のことですが、更新会の個別の話に戻しますと、更新会は 1926 年に設立されました。これが、3 行目にありますけれども、起訴猶予者と執行猶予者だけを保護する施設を造りたいというので造ったということです。今でいえば入り口支援のはしりのようなものが、1926 年にあったということです。

それから、早稲田の再開発の関係で、1994 年に都市型更生保護施設として誕生しました。早稲田大学の 19 号館ビルディングの一角を更新会が占めて

います。この当時も、いわゆる今福さんのお話にありましたように NIMBY, 「総論賛成, 各論反対」で更生保護施設の排斥運動が非常に盛んな時期に、どうして大学のビルの一角に更新会が入居することができたのでしょうか。このお話をするとは非常に長くなりますが、当時の早稲田大学の総長の西原春夫先生のご尽力があったからです。大学の中に刑務所を造るのかという、そういう意見があった中でこれを実現したということは、非常に大きな意味があると思います。

新しい酒は新しい皮袋に盛れと言いますけれども、せっかく新しい施設を造ったのだから何かを始めようということで、1995 年 7 月 2 日から SST を開始しました。これはわが国の SST 推進者の前田ケイ先生のご指導によるものですが、丸 30 年、SST をずっと実施してきました。前田ケイ先生は、今、94 歳で宮城県の施設に入っていられっしゃいますけれども、まだ一生懸命 SST の推進に尽力をされています。

この SST は、例えば更新会の実績を見ますと、月に 2 回やっています、年 24 回です。そこの参加延べ人員は 257 人ですけれども、学生が 87 人参加しています。元寮生、OB が 21 人ということで、ずっと続けているということに一つの意味があるのではないかと考えています。

今後の更生保護施設の役割は省略しまして、令和 5 年、2023 年の更新会の実績です。少しこれが見づらいですけれども、5 割から 6 割が高齢または障害者という実態になっています。この比率はもうしばらく変わらないと思います。令和 5 年は 57.5%が高齢または障害者です。なぜかといいますと、30 代、40 代の働ける人たちは受け皿が他にあるわけです。どうしても更生保護施設は今後、高齢または障害者を受け入れる施設化していくということは顕著だと思います。これは入会時の平均です。入所度数別は 14 回というのが 1 人いました。

退会理由は、円満退会が 91%でして、この退会先は下宿・借家等が 33%になっていますが、これがなかなか難しい課題です。20 万、30 万、お金をためても、アパートを借りられません。新宿区西早稲田 1-21-1 という現住所を書くと、業者のほうでそれは前科者が住んでいる寄宿舎であるということはいまもう知れ渡っていますから、なかなかアパートに行けないという問題があり

ます。社会福祉施設が 29%、住み込み就職が 19%と、このような感じになってきています。ある時は裏技を使いまして、現住所を西早稲田 1-21-1 ではない違う住所で申し込みをするなどというケースもありました。

それから、処遇の充実のためにということで、特定補導の実績を出してみました。これは令和 6 年 1 月から 12 月までの実績ですけれども、A, B, C, D 群がありまして、実施件数というか実施人員が 393 人です。この中の D 群で地域交流サロンというのがありまして、私は非常に注目しているのですが、早稲田大学の学生がボランティアとして地域の孤独、孤立している老人、高齢者を集めて、学生と高齢者の交流会をやりたいというのを始めています。それにうちの寮生が参加するようになったということで、ゲームをやったり、周辺を散歩したり、料理を作ったりいろいろありますが、こうしたことを通じて地域社会の中で寮生自体が孤立しないようにということを考えていきたいと思っています。

最後に、上澄みの犯罪者処遇論というのを書かせていただきました。これは私が現役の法務省の職員だった頃、ある方に更生保護がやっているのは上澄みの犯罪者処遇ではないかと言われたのです。再犯の危険性の少ない者を仮釈放にして保護している、危険性の高い者は満期釈放になって誰も相手にしない、これを変えない限りわが国の犯罪者対策は良くならないのではないかと言われたことを覚えています。更生保護の課題が、やはり上澄みの犯罪者処遇ということではなく、さらにそこからどう脱皮できるのかというのが課題ではないかと思っています。以上です。

更生保護施設清心寮の改善更生に向けての取り組み

西村穰氏（更生保護法人清心寮施設長）

清心寮は、平成 3 年に設立された比較的若い更生保護施設です。御多分に漏れず、時の反対運動は非常に激しいものがありました。浦和市長が介入して施設を造ってもいいという話になりましたけれども、地域の方々からいろ

いろな条件を付けられてようやく立ち上がっていますが、今もその名残があります。例えば、清心寮には屋上がありません。屋上から地域の民家を見るのは許さない。また、各居室にはベランダがあるのですが、ベランダの先は何もありません。壁になっています。これも民家を見ないようにということです。

今では、清心寮は地域と共生しています。清心寮の理事、評議員には自治会の会長さんなど役員が入っていますし、一方、自治会では私どもが理事と班長を担っています。

ホームページも充実しています。見ていただければいいのですが、財務諸表から何から全部隠さずにガラス張りの経営を維持しています。

清心寮では、他の施設に比べ特徴的な処遇として説明できるものがなく地道で基本的な処遇をやっています。とはいいつつ、先ほど来お話がありましたように、清心寮も処遇の高度化・充実化やメニューの多様化という動きの中で、処遇のバリエーションを増やすという努力をしてきました。以来清心寮の職員も福祉分野の専門家を起用したり、またはさまざまな分野と交流をしたりという方向性にはあります。

そのような中で清心寮が更生保護施設としてどういう独自性があるのかというのが、見失いがちになるところがあります。また今まで集団プログラムをやっていたのですが、コロナの中でできなくなりました。いろいろな事情で、コロナのためにできなくなって、処遇に穴が開いてしまったというところもあります。この際、もう一度基本に立ち返って、更生保護施設のやるべきことを見直していこうという取り組みをお話したいと思います。

レジュメの 1 ページの上のほうですけれども、まず、四角の中の清心寮の基本データをご説明申し上げます。定員は男子 20 名でごく平均的な更生保護施設です。職員は、常勤 7 名、宿直専門の非常勤が 3 名、パートの調理員さんが 3 名で、小規模・零細の事業所です。昔は警察 OB や自衛隊 OB、矯正施設 OB など、どちらかといくとこわもてのする職員で占められていたけれども、現在は社会福祉士の資格を有する者 3 人、うち 2 人は精神保健福祉士資格を持ち、別に心理学関係が 1 人ということで、社会生活自立の支援を実施する職員構成となっています。

それから、⑧の実績を見ていただくと、年間実人員は111人、うち高齢者が28人です。やや多いですが、私どもも福祉の指定施設ということになっているので、ある程度高齢者がいるということになっています。ほとんどの入所者が仮釈放者です。先ほど上澄みの処遇論というお話がありましたが、仮釈放者ばかり取っているから軽くやっているというわけではありません。どちらかというとなかなか難しい人を受け入れて、保護観察の力を借りて強い処遇を目指す人も半分ぐらいいます。そのことによって保護観察と更生保護施設の処遇が、相まって、より効果的な社会生活への移行を実現しようといった努力をしています。

平均滞在日数は68.7ということで、これも更生保護施設としては割と短い日数になっていますが、ほとんどの者が仕事やアパートを確保し、または福祉の力を借りて生活自立を実現しています。

四角の中の最後に書いてあるのですが、清心寮では社会の中で1人で生活自立に取り組む人に対して、アウトリーチで生活相談を行う訪問支援を実施しています。対象となる人は43人です。

次に下の本題に入っていきたいと思います。まず、先ほど言いましたように更生保護施設のやるべきことを見直したということで、第1に事業目標の整理です。ご承知のように、更生保護事業法では「善良な社会の一員として改善更生をすることを助ける」とあります。

この簡単な中に更生保護がやるべきことが書いてあるわけですが、これを踏まえて、この目的に即しまして、更生保護施設清心寮の目標を明らかにすると、下の(2)のようになります。目標設定は、大きくア、イ、ウの3つに分かれます。

まずアの目標ですが、健全な社会生活移行の後押しをするということです。その細目ですが、①として早期かつ円滑な社会生活移行の後押しをします。清心寮での滞在が長引くほど、入所者の社会的自立の取り組みの意欲は損なわれていきます。大体6カ月が原則的な最長滞在期間になっていますが、6カ月もいる人はもう社会の荒波を超えていくという意欲が失われます。ですから、うちではできるだけ早くという取り組みをすることにしており最長4か月の滞在を目途にしています。

それから、次のページ、2 ページの 1 行目ですが、長期的かつ安定的な社会生活の実現を目指すとなっています。それというのは、彼らの自立はどうしても当座の住居確保や、または短期間の就労、派遣のようなものになりがちになっていますが、それでは安定的な改善更生はなかなか実現しません。ということで、末永い改善、再犯防止を実現するためには、でき得る限り本人の望む正規の仕事、常用の仕事のあっせんを図っていく、または社員寮よりもむしろアパートを借りていくというところを目指します。

この 2 つと併せて、下にありますように犯罪と無縁な生活規律、生活環境の確立と、自助を高め社会生活を営むことができる能力の獲得を目標にします。

次の大くくりの目標は、清心寮を出ていくために必要な仕事と住居の確保です。入所者は、社会生活に必要な生活基盤を確保するというのが清心寮を出ていくための究極の目標ですから、これを目標に掲げるのは当然の話です。そういうことで、清心寮は滞在する施設ではなく、出ていくための施設と考えています。

第 3 は、当然こういったものに数字の裏付けは大事なので、数値目標を設定しています。令和 5 年度の実績は、この目標を全て達成しています。

目標の話の次は、手段としての実施メニューの設定です。(2) のメニューの明確化をご覧ください。メニューは大枠としてア、イ、ウに分けています。1 つ目のアは、寝食を心配せずに安心して社会生活移行に専念するための当座の衣食住の確保です。写真がありますけれども、一張羅で入所する彼らの衣服を整えるということが社会に出ていくために必須ですので、こういった衣料倉庫を整えています。

それから、次のイですが、社会生活移行のための援助です。細目としては、まず立ち直りの取り組み計画の作成。2 つ目が、社会復帰に必要な手続き等の支援。これは先ほど更新会の話にもありましたようなスマホを確保するなどといった話です。今、スマホがないとハローワークが求人を受け付けてくれません。求人者がスマホの電話番号を必ず聞いてくるからです。そういった社会に出ていくためのいろいろな準備立てをここでやるということになります。

3つ目が健康維持のための通院治療の確立, 4つ目が就職の援助, 5つ目が福祉を利用した自立の援助, 6つ目が住居確保支援となっています。

最後の大きくくりのウの手段ですが, 健全な社会生活能力を向上させるための指導援助です。細目の1番目が生活規律を保持する指導, 2つ目が再犯リスクを抑止するための指導, 3番目が社会性を高め他者を尊重する情操を育む指導です。

以上のメニューの詳細は次の3の指導援助のポイントにお示ししていますが, 時間の都合上割愛させていただきます。ただ, (3) にありますが, 社会生活移行のためにどうしても社会資源の利用が必要になっていますので, 外部機関や団体と日常的な提携をしています。ネットワーク形成というのは, 各更生保護施設のやらなければいけない眼目と思っています。社会福祉士を採用するのも, このためかと思っています。

次に4ページ, 4の訪問支援の登場を手短に説明します。私どもは訪問支援事業を国の委託で受けているのですが, ここで更生保護施設の仕事のやり方が結構変わってきました。訪問支援というのは先ほど来ある話であります, 清心寮を退所して社会生活をスタートしてからが, 社会の中での孤独の戦いとなります。社会の荒波の中で孤立して挫折することもままあると思いますが, そのような彼らを訪問して生活状況を把握し, 必要な助言・援助を行うことが, 訪問支援の狙いです。

これまで説明してきました宿泊保護とアウトリーチ型の訪問支援は仕事のスタイルが異なるために, この事業を受け入れた当座は非常に戸惑いましたが, この2つを全く別物として捉えるよりも継続的な取り組みとして整理することで, 事業の効率性を高めることにしました。具体的には, 宿泊保護は社会生活移行支援, 訪問支援は退所後の生活自立の定着支援と2つのステップを設定して, 清心寮入所から退所後のフォローアップまで, 中長期的な支援をしていくということになります。ですから, 入所当初の計画には, フォローアップの後のメニューまで一応入れています。

こういった中長期的な支援を通して, 生活基盤の定着, 再犯リスクを抑える生活行動様式の獲得, 地域社会と融和する生活行動の確立というものを, 支援方針にしています。

訪問支援時の点検事項は、5 ページの上の①から④であり、具体的なポイントはウの①から⑧ですが、後でお目通ししていただければと思います。

時間ありませんが、5 ページ下には、日常的な個別支援とは異なる集団プログラムのことが書いてありますが、令和 5 年 12 月から国の委託により特定補導業務として位置付けられたものを書いています。清心寮では、個別処遇では埋められないところを補完する、より強い介入メニューとして活用するということで、基本的な処遇とこの特定補導がばらばらにならないように、一体的なものとなるように積極的に活用をしています。以上です。

両全会の在会者へのリハビリテーション概要―再社会化への道のり―

鷲野薫 WIPSS 招聘研究員（更生保護法人両全会企画室長）

今紹介していただきました鷲野です。両全会に勤めさせていただいています。両全会の業務について少しご説明をしながら、お話をしていきたいと思っています。

現在の両全会の在会者の概要ですけれども、令和 6 年 1 月 1 日から 1 年間を見たものです。総数が 29 で、刑務所から来た人が 26、更生緊急保護で受けたのが 3 という数字になっています。罪名別で見ますと、窃盗等経済犯が 16、薬物事犯者が 11、傷害等が 1、そのうち刑の一部執行猶予者が 1 という形になっています。

一方、退会した人たちの状況ですけれども、32 名が退会してしまっていて、期間経過が 28、離脱が 3 ということで、その離脱というのは無断退所、行方不明になってしまいました。その他、これは勧告退所で、規律違反等があって保護局のほうにお願いして戻っていただいたという形になっています。退所の行き先ですけれども、家族を含めた自宅という人が 9、知人・友人という人が 4 で、資金をためて独立したという人が 7、就職先の寮等に帰住した人が 2、福祉団体等が 6 という数字になっています。

当会の指導の中身ですけれども、薬物離脱指導、あるいは「リ・コネクト」

という窃盗離脱指導が特色です。また、これはどこでもやっておられると思いますが贖罪指導を行っています。当会の特色としては、医療相談をやっていきます。これは東日本医療センターのお医者さんに無償で来ていただいて、協力してもらっています。加えて、パソコン教室をやったり、その他各種行事があります。下のスナップは、その時々写真を掲載しました。

当会の宿泊保護事業ですけれども、一般的な生活指導、あるいはハローワーク等々での就労支援、また社会生活に必要な金銭管理などの指導に取り組むとともに、障害があると思われる人たちに対して自立に向けた指導のため、法律相談、医療相談を定期に実施しています。社会生活に適応させるために必要な知識や生活スキルを習得させるという意味では、先ほど来お話にありますソーシャル・スキル・トレーニングを実施しています。

当会は薬物事犯者が非常に多いということもありまして、薬物離脱プログラムを実施しています。これは局指定のスマープを中心としたものですが、当会では実は自前で薬物離脱ワークブックを作成してまして（早稲田大学文学学術院の藤野教授と共に完成させたもの）、活用しています。

このワークブックの特色として挙げますのは、スマープに加えてスキーマ療法を活用しているということです。特に女性の在会者ですので、感情統制や自分の考え方の起伏等々についてあまり注意が振り向いていない人が多いということで、スキーマ療法を展開しています。また、こちらのワークブックについては、都内の各精保センター等に配布しまして、同センターと協調関係を維持しています。

贖罪プログラムについては、保護局提供による4課程、および仕上げの面談を行っています。課題としては、女性特有の先ほど申しましたように被害感情や他罰的な思考が強いという傾向があります。被害者感情を理解するには表面的なものになりがちだというのが、女性特有の問題なのかなという気がしています。課題の2番目としまして、就労の経験あるいは今後仕事に対する期待値が低いという傾向にあります。端的に申しますと、女性ですので手っ取り早くお金を稼げますよという考え方があったりしますので、そういったところについて考え方を修正していくというのは極めて必要なことになってきています。

この辺に対しての対策としては、スキーマ療法による認知の正常化に努める、あるいは就労に関してはハローワーク等への同行支援によって就労に対する構えを確立させる、そして、具体的な生活設計を立てさせるということに意を用いています。

リ・コネクト、こちらにつきましては特定指導という位置付けをしています。これも早稲田の藤野先生に従来ずっと実施していただいているプログラムでして、窃盗行為を継続して持っている人たち、これに対する窃盗行為からの開放といいますか、自分を正常化していくためのプログラムを展開しています。こちらのワークブックにつきましても、昨年度、休眠預金活用事業の中で作成させていただきまして、精保センター等に配っています。リ・コネクトのコンセプト自体は、Good Lives model と RNR 理論をベースに、社会情報統制理論等を加味したものです。

依存回復プログラムという形で取り組んでいますが、薬物重点施設として指定されていますので、外部有識者等による集団ミーティングあるいはグループカウンセリング等を実施し、支援的処遇を行っています。SST、社会適応訓練につきましても、特定補導 C 群という形で生活スキル等の向上を目指した支援活動を行い、おのおのスナップのような形で実施しています。

就労支援活動ですけれども、基本的にはハローワーク、そういったところをもっぱら活用していますけれども、両全会には独自の協力雇用主さんもらっちゃいまして、そちらのほうへ就労しながら、退会後もそこで就労して事業所の近くにアパートを借りるという形で運用させていただいています。

どうしても少し難しいという人につきましては、東京都のチャレンジネットにつなぐという方策も取っています。実際、私どもから就労していく先としては、下のスナップにありますようなお掃除であったり、ホールスタッフであったり、あるいはベッドメイキングといった女性が割と就きやすい作業を選んで、そちらのほうに就労していただくような支援をしています。

住居支援につきましても、これも TOKYO チャレンジネットにつなげば短期間ですけれども住居が確保されますので、チャレンジネットにお願いをします。あるいは生活困窮者自立支援制度を活用して、各区や市町村、そちらの窓口のケースワーカーとの調整を行っています。あとは、一時生活支援事

業の活用,これは3カ月の制約があるので非常に短期間のものですが、こういった活用できるものは全て活用しています。

こういったものを踏まえても住居確保が難しい方がいらっしゃると思いますので、そういった方々に対しては、実はうちは9年前にNPO法人を立ち上げまして、グループホーム事業を展開しています。自前のカーサ・トウネサーレというグループホームがあるのですが、こちらのほうに帰住していただくという形を取っています。しかしながら、これは1つネックがありまして、障害サービス受給者証を獲得する必要があるということです。そのためには特定相談事業所の仲介が必要です。当然、事前に福祉上の支援計画書を作成して、諸条件が完備されないと住居できません。

実際、平成27年以降、両全会から11名の入居者を受け入れていまして、11名のうち1人が窃盗行為があつて捕まったのですが、病院に入院するという形で刑事施設には入っていません。それ以外の人は基本的に再犯はないという報告を受けています。

そのカーサ・トウネサーレという自前のグループホームに行った人のエピソードがありますので、2例ほどご紹介したいと思います。これはHさんという方ですが、この方は令和4年に両全会から入居をして、サービス受給者証レベル3を頂いています。B型作業所へ通所していたのですが、その他に訪問看護を週1回受けるという形の方でした。両全会でリ・コネクト、窃盗行為に対する指導を受けていまして、このグループホームでも継続的に「リ・コネ」を実施していました。

グループホーム利用3カ月目ぐらいに、定期通院で新宿区内の精神科に行っていたのですが、その折、Mデパートへ立ち寄ったところ、化粧品売り場で万引きをしたい衝動に駆られて動悸が高まるなどしました。本人は「リ・コネ」の不適切対応や衝動性克服の単元を思い出して何をしたかという、近くの交番へ駆け込んだようです。それで、お巡りさんに事情を説明しました。警察官から私どものほうに連絡がありまして、私どもで引き受けに行きますと言ったところ、警察車両でグループホームまで送ってもらいました。帰宅後、そのグループホームの施設長から対応が良かったことについて褒めるとともに激励したところ、無事にこの方も3年のグループホーム滞在を終

えて、今はアパートで自立をされています。

もう一人の方の例ですが、こちらの方は令和 5 年、両全会から入居して、サービス受給者証のレベルが 2 の方です。定期通院、訪問看護を週 2 回受け、B 型事業所へ就労していましたが長続きできなくて、B 型事業所を数度変更しています。

入居後 2 カ月ほどたった時、グループホーム近隣のスーパーで、食品、あんパンだったと思いますが 200 円程度の万引きを行い店員にとがめられました。グループホーム近隣のスーパー・コンビニにはグループホームの実情を説明してありまして、何かあったら連絡してくださいというお願いをしています。警察通報されずにグループホームのほうに連絡をしていただきました。

本人は「リ・コネ」を受講していきまして、反省の態度は大きいものと認められました。翌日、主治医の下へ、グループホームの職員とともに受診に行き、統合失調症が高進気味だということが判断されて、その後入院治療となりました。

本人は「リ・コネ」を継続受講したい旨の申し出がありましたけれども、治療を優先させるということで当法人の相談事業所とも協議の上、相当の期間、入院措置という形になっています。更生保護施設から共同生活援助につなげたことから、早期に医療へつなぐことができた良い一つの例だったなという気がしています。

両全会では通所・訪問型保護事業というものは今は実施していません。実施できない理由として、1 つが都内で新たな住居を構える方が少なく、遠方に帰られる方が非常に多いということでばらばらになってしまい、なかなか職員がそこまで行ったり、ご本人がこちらへ来ていただくということが、就労の関係もあって難しい人が多いということです。昨今は在会者の問題性が大きく、障害を持っている方が非常に多いので、職員のマンパワーに制約があるということが 2 番目の理由になっています。3 番目として、対象者について認知の問題や感情統制に問題がある人が多く、事業内容として特定の犯罪傾向を明記しがたいです。通所・訪問型保護事業をする時、特定の犯罪傾向を確定しなくてはいいませんが、それが非常に難しいということです。

もう一つ、当会の場合、障害認定を得られて本人が同意した場合、関連の

NPO 法人のグループホームに入居し、継続的に支援を行っています。先ほど 11 名の方が 9 年間で来られたというお話をしましたけれども、この人たちについては両全会の施設長や社会福祉士さんが週 1 ぐらい定期的に来て面談したりすることが可能ですので、他の人の通所・訪問型まで手が回らないというのも実態としてあるのかなという気がしています。

最後、退会者の女性陣の中では、自立後に当会を訪れる人も少なくない状況にあって、通所の事業を始めた場合、かえって向こうから来てくれる人に対する手当てができない恐れがあるということで、この通所・訪問型保護事業については、今、手が出せない状況にあります。

これはうちの職員に対する研修の時に使った支援者側の問題点でして、両全会がこうだということではなく、たまたま私が少し気になったところについてお話をしておきたいと思っています。

手段的能動主義、適当な手段を適当な方法で使用すれば、周囲にその作用を及ぼせるという信念にとらわれていないか。適当にこれくらいやっておけば大丈夫だろうという思いに職員がなった時には、その施設は処遇施設とは言えなくなってしまうと思います。

相手がこちらの判断・意向に対応することを期待している。説得型というのは、従うことが自分自身に良い結果をもたらします。説得型を取っていただいいのですが、従わなければ攻撃するぞとか罰するぞといった脅迫型であったり、従えば利益があるよという取引型をする場合があるとすれば、これは処遇施設とは言えません。

相手に要求しないが思いどおりに導くということもないかということで、誘導、環境条件を設定してやって、相手のほうからこちらの意をくむような形に仕向ける必要があります。強制や搾取であれば、それは処遇施設とは言えません。

適正な指導については、エンパワーメント、説得・誘導型の形を取っていただかなければいけませんよということを、絶えず職員には申し向けています。

指導者・支援者に求められるスキル、ジェネリックスキルと言われていると思いますが、独創性であったり自立性、コミュニケーション能力、特定の文脈を超えてさまざまな状況の下で発揮できる高次のスキルが必要です。こ

れは更生保護施設に勤務する職員には強く求められるスキルなのかなという気がしています。こういったことを踏まえて職員研修・指導をしていかなければいけないと常日頃思っています。そのことにより職員がうまく活性化できれば、利用者さんのレジリエンスを高めることも多分できていくだろうという気がしています。

以上です。ご清聴ありがとうございました。これからも両全会への支援、ご協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

【第二部】パネルディスカッション・質疑応答

登壇者：第一部報告者 4 名

指定質問者：宋倉悠太 WIPSS 招聘研究員（国士舘大学法学部准教授）

石田咲子 WIPSS 招聘研究員

（福山平成大学福祉健康学部講師）

司会進行役：小西暁和 WIPSS 研究所員（早稲田大学法学学術院教授）

小西：二部のほうに移っていきたいと思います。ここからは、指定質問者として宋倉悠太招聘研究員、また石田咲子招聘研究員にもご登壇いただきます。

ここからのパネルディスカッションですが、この研究会の冒頭でもお話しさせていただきましたし、本日の今福招聘研究員のご報告にもありましたが、2022 年の更生保護法や更生保護事業法の改正を経て、そして現在に至るまで、更生保護施設の処遇施設化を期待する立法・運用レベルでの展開がなされてきました。そうした展開を踏まえた上で、司法システムにおいて犯罪者の改善・社会復帰を図り、再犯防止を達成する役割を担う更生保護施設が、今後地域社会においてどのように展開していくべきかということについて、この後ディスカッションで議論していきたいと思います。

処遇施設化につきましては、一方で改善・社会復帰目的である積極的処遇目的を中心とする更生保護施設における犯罪者処遇の強化、そして他方で悪化防止目的たる消極的処遇目的を中心とする高齢者・障害者の福祉システム

へのダイバージョンの強化という、2つの側面があると考えられます。更生保護事業と地域生活定着促進事業のそれぞれの現状と、そして両者の違いを踏まえながら、処遇施設化の実現に向けてどのような課題があるのか、こうした点を中心にして指定質問者からも質問させていただき、またフロアやオンライン上での各参加者の皆さまからも質問を受け付けるということにしたいと思います。

では、早速ですが、まず石田招聘研究員からよろしくお願いします。

石田：ただいま紹介にあずかりました石田と申します。第二部で指定質問者として本日ご報告いただいた皆さまに質問させていただきます。

最初に更生保護施設の処遇施設化について、今福さんのご報告で、今は処遇施設化の上の段階まで来ていると述べられていました。処遇施設のさらにその上の段階として立法や運用レベルで更生保護施設の役割が期待されていて、それぞれの更生保護施設ではその特徴を生かした処遇や支援が行われているところかと思えます。

まず、更新会の山田さんに質問させていただきます。山田さんや今福さんのご報告の中でも、2000年のトータルプランによってSSTの導入など処遇の強化という形で、処遇施設化に向けた取り組みが活性化しました。更生保護施設が処遇施設として認識されるようになった一つのはしりが、このSSTの導入という形だと思われます。令和5年現在、39施設でSSTが実施されていますが、それに先駆けて1995年に新たな処遇の一環としてSSTを更新会が導入したというところで、先ほども少しご紹介いただきましたが、更新会におけるSSTの実施状況をお伺いしたいと思います。

また、処遇についてはその効果を検証する必要性も出てくるかと思えます。特に入所者の特性を踏まえると、更生保護施設における処遇というのは犯罪者処遇の中でも効果検証がなかなか難しいところだと思います。そういった中で、更新会ではSSTの効果測定に関する研究報告書という形でも発行しているとお伺いしました。そういった立場から、処遇の効果についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

山田：はい。まず、SST の効果測定に関する研究報告書を 2019 年の 3 月に作成しまして、関係各方面に配布しました。

その中心的メンバーの中の野村和孝先生は、今は北里大学の准教授になりましたが、もともと早稲田大学の所沢でいろいろやってくれました。彼は学生時代から SST に参加して、所沢の人間科学部で働いて、今は北里大学ということです。その彼が中心になってまとめた報告書の中に SST の効果がどのように書いてあるかといいますと、在会者のトラブルが少なくなること、勤労意欲が醸成されるなどいろいろなことが書いてあります。

実は私も毎月 2 回の SST に毎回参加していますが、そこで感じるのは、刑務官と受刑者とか、あるいは先生と生徒とか、警察官と被疑者などいろいろあると思いますが、更生保護施設の職員に対しては話さないことを SST の場面で寮生が話をするということに気付かされます。この人はこのようなことを考えているのだ、このようなことに悩んでいるのだといったことを聞けるということで、それはどちらかといえば、同じ目の高さでという言い方をよくしますけれども、上から目線ではないというところです。

SST の講師が例えば物を頼むとか断るとか感謝するなどというテーマを決めて、今日はこれでいきましょうとやるのですが、最近はそうではなく、寮生のほうが自分で手を挙げてこういうテーマで話をしてほしいなどと自分から発言するようになりました。例えば、採用面接の時は交通費を支給すると言われたのに支給されない、それをどのように上司というか雇ってくれる会社に物を言ったらいいのか分かりませんなどというテーマを自分で挙げて、それをみんな寮生同士で話し合いをするということが見られるようになりました。あと、実感として感じるのは、SST に一生懸命参加している人は予後がいいということは確実に言えるのではないかと思います。

それから、うちの SST は、寮生だけではなく外部からの参加者が毎回 5～6 名います。早稲田の学生が BBS 会も含めて最低 3 人います。明日も SST があるので、私は明日も出勤しなければいけません。今日も、本当は土曜日は休みでした。そこに明日は川崎自立会の補導職員の PSW の方がぜひ参加したいということでいらっしゃるし、いろいろな大学の先生や東海大学の先生などが最近来るようになりまして、そういった人たちとの交流の場もでき

るということです。もうこれを、やはり続けることの意味というのを非常に強く感じます。

それから、SST というのは寮生のためではなく、うちの職員のためにあるのではないかと思います。職員がそれによって少しずつ変わっていくような気がするのです。例えば、SST の基本は褒めること、決して相手をけなさない、否定的な発言はしないということになります。これは職員から寮生に対しても同じことが言えます。長所を見つける、褒めるということで、職員ののためにも役立っているのではないかと思います。

石田：ありがとうございます。私も更新会の SST には何回も参加させていただきました。その時にもかなり幅広い方が外部からも参加されていたり、今、山田さんにおっしゃっていただいたような雰囲気であったり、効果が分かるような形でした。

それでは、次の質問に移らせていただきます。続きまして、両全会の鷺野さんに質問をさせていただきます。

両全会は全国に 25 施設指定されている薬物処遇重点実施の更生保護施設でもあります。まず先ほどのご報告にもありましたように薬物離脱プログラムを実施していたり、あとはリ・コネクトであったり、贖罪指導プログラム、さらに両全会ならではのものとして医療相談などもご紹介されていたと思います。こうしたさまざまな処遇やご支援を実施していると思いますが、先ほどの報告を見ますとスキーマ療法や Good Lives Model や RNR モデルといった、エビデンスや理論面からのアプローチを取り入れながら実践しているという印象を受けました。

女性や薬物事犯、あるいは窃盗犯といった特性のある対象者に対する処遇の各プログラムについて理論面やエビデンスなども含めてその実施状況や効果についても伺いたいと思います。よろしくお願いします。

鷺野：はい、ありがとうございます。なかなか効果検証というところにまで手が回っていないというのが実情ですけれども、先ほど「リ・コネクト」のほうは少しこのようなエピソードがありますというのを報告しましたように、

それなりの効果が上がってきているのかなという実感があります。

薬物のほうのコアプログラムは保護観察所さんでやっていただきますので、更生保護施設ではその周近的なものをやるという形にはなります。特にうちは女性施設ですので、やはり感情の統制がうまくできないとか、あるいは自分のことを振り返る力が弱いとか、そういった女性特有の問題があります。ですから、単元的には少しスキーマ、これは「ローズカフェ」という名称で薬物事犯者に対する取り組みをやっていた頃からそうですけれども、例の洗足ストレスコーピングの伊藤絵美先生の理論を採用させていただきまして、女性特有の感情統制の克服や我が身の振り返りなどを重点的に支援しています。特にスペクトラム症のような方に対しての効果というのは、結構見えてきたかと思います。職員に対して相談をする件数が増えてきているということは、私のほうから見ていて言えるのかなという気がしています。

あと、当会にはいろいろな外部の支援者の方が 40 名ほどいます。そういった方が医療相談や法律相談などに来てくれますが、実は今、結構多いのが法律相談です。借金があるとか、あるいはお金を貸しているけれども返してもらえないとか、意外と切羽詰まった問題の相談が多いです。これも女性特有かどうか分かりませんが、相談する相手がいなかったのも実は誰にも言えていないということが往々にしてあるのかなという気がしています。

効果検証につきましては、本当に申し訳ありませんが、両全会からうちのグループホームに来た方についての予後はかなり詳細につかめますが、自立された方の予後がなかなか、これも例の通所・訪問型の支援事業ができればかなり明確な数値が出てくるとは思いますが、まだうちの段階としてはそういう余力がありませんので、そちらまでいけていないというのが実情です。将来的には通所・訪問型の支援事業も実施して、そういった処遇の効果検証の一助にもなるような働きをしたいと考えています。

石田：ありがとうございます。予後の話が出てきましたが、今、両全会のこの施設にいる段階でのプログラムに対する効果というのは、職員の方から見ただんだん良くなっているとか、相談の件数が増えたという点で分かるけれども、退所した後という段階になるとなかなか難しいということですか。

鷲野：そうです。退会した後、それこそ再犯してしまったなどということがあれば、これは失敗だったなというのは見えてきますが、何となく街の中で生活できている、これは成功と言えるとは思いますが、ただ何となく生活はできていても、それが前向きなのか、ぎりぎりなのかというところの判断は、やはり予後調査をしないことには見えてこないと思います。多分これはどこの更生保護施設も同じだと思いますが、処遇をやった後の効果をどう把握しているかというのは、どの施設さんも悩みの種ではないのかなという気がしています。

石田：ありがとうございます。今のお話を聞いていて、効果検証で効果があったということについて、何に重きを置くのかによって、かなり変わってくると感じました。それこそ再犯をしたら効果がなかったのか、再犯をしないから効果があるのか、あるいは再犯までの期間が延びたら効果があるのか、ないのか、もしくはその生活で前向きではなくても再犯をしなければ効果があるのかといったところで、効果検証をする際の基準というのも検討していく必要があると感じました。ありがとうございます。

続きまして3つの更生保護施設の方にそれぞれお伺いします。先生方の報告の中でご紹介いただいたかと思いますが、2023年から導入された特定補導についてです。令和4年に更生保護法と更生保護事業法が改正されましたが、その改正の前と後で各施設で実施している処遇に変化があったのか、特定補導であったり法律が改正されたことによって何か実践の段階で変わってきたこと、変わっていること、今後変わってくるだろうことがもしあれば、教えていただければと思います。

山田：先ほどのSSTのことで少し付け加えさせていただきます。寮生というのは、やはり刑務所出所者としか寮の中では話をしていないのですが、SSTで外部の人が5〜6人来ます。そこで他己紹介や1対1になってお話し合いをしたりします。自分の子どもや孫のような人と話ができるというのは、彼らにとってはすごいことなのです。ほとんど家族がいない、あるいは見捨て

られているとか、子どもにも会えないという中で、外部の人と話し合いができる場面があるということ、これは大きな意味があると思います。

それと、特定補導というのは、これまで更生保護施設がやっていたいろいろな処遇メニューに国が予算化をしたと私は理解しています。予算のために特定補導を始めるなどということではなく、いろいろな処遇をやってもやらなくても委託費は同じなのかということから脱却するために、処遇をメニュー化して予算化し、それに特定補導という名称をつけたということですから、それによって何かが変わったということは更新会においては特にないような気がします。

鷲野：今、山田先生がおっしゃったのと同じで、従来ずっといろいろな処遇をしていたものを、A, B, C, D に振り分けた、整理してジャンル化したということであって、A 群ができたので新たにこれをしましたといったところは、両全会としてはありません。

西村：特定補導の導入の中でも、恐らく特定補導 A が大きな目玉だと思っていますが、国が 4 つの A, B, C, D の特定補導についてこれをやればお金をあげますよという意味では、その補導がオーソライズされているということと、もう一つはこれをやったほうがいいですよと国が示していると思っています。

そういう中で、清心寮では、過去にやっていたけれどもやめてしまった薬物プログラムを再び実施することにしました。そういう時に、保護観察所がお勧めということであれば、保護観察所とタイアップして特定補導をやらないといけないとも考えています。というのは、国も薬物プログラムをやっており、うちも薬物プログラムをやるのであれば、国のやるものとうちのやるものをやはり整理していかないといけないというところがあって、これについては保護観察所と協議をしました。

その結果、うちがやるプログラム実施対象者を 3 つに整理することになりました。まず、保護観察所が任意で実施していたプログラムは、できるだけうちが引き受けます。二つ目が、保護観察所が遵守事項として実施するプロ

グラムの中で、最初の5つのコアプログラムが終わったら、できる限りこちらがステップアッププログラムを実施します。三つ目が、特に清心寮が引き受ける薬物事犯者については、初めから清心寮のプログラムを特別遵守事項に設定してもらいます。これも法律でもそういうものがありますから、この3つの形で観察所と清心寮の役割分担をしていくということです。

清心寮がやっているものが観察所がやっているものと一貫しており、または有機的につながってやっているという形です。国がこういったものを委託するというのであれば、清心寮が補完をするとか、または役割分担をするとか、そういう形がより強くなっていくと考えています。

それからもう一つは、特定補導が重要なものとして位置付けられるのであれば、先ほど私が説明しましたけれども、日常的な処遇とできるだけ一貫性を持って一体的に位置付けたいと考えています。ですから薬物プログラムを実施するスタッフは外部の人ではなく内部のスタッフにやらせます。清心寮には、精神保健福祉士が2人います。それ以外の3人の補導職員も、国が実施する認知行動療法の研修を受けてもらって実施することができるということで、全員が薬物プログラムを実施できます。

それぞれが担当していた薬物事犯者に、日常生活の処遇と薬物プログラムを同じ人がやるということで、処遇に一貫性を持たせます。

日常的な生活指導や社会復帰の移行の取り組みと犯罪傾向の改善というのは、別々にやるよりも一体的にやったほうがいいのではないかとこのところ、この3つを一体的に実施することで相乗効果を高めていくというやり方をしています。特定補導になってオーソライズされたということは、とにかく全体の処遇の充実につながっているのではないかと考えています。

石田：ありがとうございます。今、お三方の報告者の先生にそれぞれ施設中の処遇や支援、そして法改正の前後の内容をご報告いただきましたが、いずれの施設も東京や東京近郊に所在し、資源が他の地方よりは一定程度あるかと思います。ただ、全ての更生保護施設が東京近郊に所在しているわけではなく、特にヒトやモノ、カネの点において、東京近郊と地方の更生保護施設では大きく異なっているのも一つの現状だと思います。

そこで、法務省の酒谷さんに、たとえば、札幌や名古屋、大阪や神戸、福岡や北九州市など、東京以外の大都市圏で更生保護事業の新しい施策といったものがあるのか、またあるとしたらその推進はどのようなになっているのかという点について伺いたいです。また、厳密には更生保護事業には当てはまらないけれども、地方の更生保護施設で独自に行っている取り組み等があればご紹介いただきたいと思います。よろしくお願いします。

小西：では、本日は法務省保護局観察課の補佐官、酒谷徳二様にも会場にお越しいただいていますので、よろしくお願いします。

酒谷徳二氏（法務省保護局観察課補佐官）：保護局観察課で補佐官をしています酒谷と申します。どうぞよろしくお願いします。頂いたご質問についてですが、国の施策としては、今福先生のスライドの中にあった訪問支援事業と特定補導を打ち出しています。これに関しては、地域に関係なく、各更生保護施設それぞれで行っていただいているところです。過去の調査研究において、犯罪傾向が進んでいる人の4割ぐらいは支援が必要だったのに支援を求めなかった方がいたことも踏まえ、いったんつながりが離れるとなかなか再度つながりを持ちづらいとか、もともとつながりが持ちづらいという傾向が犯罪をした人にはあるので、このような課題に対応する意味でも訪問支援事業を始めているところです。

これにつきましては、各地域における特色というよりも各更生保護施設さんでやっていらっしゃるものになりますが、現状、大阪市や福岡市の更生保護施設が訪問支援事業の指定をされて積極的に取り組んでいただいているという状況です。

特定補導につきましては、本当に先ほど山田先生からもともとやっていたことであるとか、それが見える化されたものであるとか、鷲野先生からは整理してジャンル化されたものであるなどといったお話があったかと思いますが、まさにそういったところがあると思います。また、西村先生から頂いたように、国、保護観察所がやっていることと連結、連携できるようにということで、特定補導のAであれば認知行動療法ベースだということを踏ま

え、連携ができるようにしています。

これにつきましても、特に各都市部というより、恐らくその土地土地で社会資源の種類や内容の程度はさまざまであって、社会資源の状況も踏まえ、更生保護施設さんで地域の社会資源の一つとして取り組む必要性もあった中で積み重ねてこられたものであると承知しており、例えば薬物であれば先生方からご説明のあったものなどをやっていただいているということです。いろいろな都市の更生保護施設で地域の実情にも応じつつ、いろいろな取組を積み重ねてきていただいております。この都市で特有の施策を打ち出しているというところでもないかなと思います。

それぞれの土地土地の違いという意味では、例えば北九州であれば自立更生促進センターなどもありますので、更生保護施設さんで受け入れた上で、なかなか難しかったケースを自立更生促進センターで受け入れるとか、情報連携もきちんとした上で、更生保護施設帰住前に、中間処遇的にセンターで再犯防止・改善更生に効果的な処遇を実施できないかななどを模索しているということも承知しています。また、同じ北九州のほうですけれども女子少年専用の更生保護施設などもありますし、大阪であれば100名を超えるような更生保護施設もあったりしますので、その土地土地で必要に応じてこれまで積み重ねてきた結果としてそれぞれの特色があるのかなと感じています。

皆さまのお手元に1枚ものの再犯白書のコラムになりますが、紫色のコラム10と書かれたものがあると思います。それが更生保護施設において行われているユニークな取り組みの一つの例として挙げられるかなと思っています。鳥取県の更生保護給産会というところで、地域食堂の取り組みを行っています。被保護者に限らず地域の高齢者や生活困窮者をはじめとして地域住民全体に声掛けして、皆さんが集える場ということで地域食堂を開設していると聞いています。この内容としては、被保護者に対する観点もありますが、さまざまな機関・団体との連携や協力体制などのために、こういった孤立しがちな方の交流の機会を提供して地域とのつながりを生み出すことで、地域社会づくりに貢献していきたいということで取り組まれていると承知しています。

石田：ありがとうございます。時間もありませんので最後に 1 点ご質問させていただきます。今の酒谷さんのご回答と少し重なるところもあるかと思いますが、更生保護施設というのは福祉施設とは異なって運営費は主に更生保護委託費によって、特に委託費は 1 カ月単位ではなく被保護者 1 人 1 日につき支弁され、またその受け入れる人数によって運営費収入が変わるという形態かと思います。また、人的資源についても職員の方は退職された方や年金で生活されている方などが多いというのが現状です。

さらに、更生保護施設の対象者も高齢や障害をはじめとして特性のある者も受け入れるようになって対象の範囲が広がっていること、一方で罪名によっては受け入れを拒否されて限定的であるということも一つ事実としてあるかと思います。そもそも更生保護施設に入所する人は身寄りのない人であって、本人が抱える問題性も高いことが多いかと思います。

今福さんにご質問させていただきますが、こういった状況の中で経営やマンパワーに伴う限界を踏まえて、福祉機関を含めた他の関係機関ではなく、更生保護施設だからこそ実施できる、更生保護施設ならではのメリットはありますか。現在更生保護施設の処遇や連携拠点としての役割が期待されていますが、こういった課題点もある中、果たしてそういったことができるのか、できるとしたらどのような形で今後の展開可能性があるのかについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

今福：ありがとうございました。これまでのやりとりを聞いていて、一言ずつ少し申し上げたいことが頭に浮かんで消えていってしまっていて、それだけ申し上げておこうかと思います。

先ほどの特定補導の件でビフォー・アンド・アフターという話があった時に、いろいろなやりとりの中でおっしゃるとおりだなと思いました。要するに、今、全国的な視野で見た時に、更生保護施設が抱える課題は何かというと、格差です。だから、できているところはできているのです。あるいはプラスアルファをますますされているし、何も申し上げることがないぐらいで逆に教わっていくばかりですけれども、しかしそうばかりは言っていられないということです。

更生保護施設というものは、人が住むコミュニティには必ず1つ必要だと私は信念として持っていますけれども、一方でもしそういう更生保護施設が存在するのであれば、やはり最低限ここまででは必要ではないかというものを底上げしていく必要性は非常に高いと思います。そのような中で、この法律でそういったいろいろな仕掛けが入ってきたことの意味が出てくるのだらうなということが第1点です。

それに対して、それプラス、西村さんからオーソライズの観点や国との役割分担の話、あるいは日常的な処遇と特別な処遇の一体化の話、そのような整理をされたところは全くもって私は同意します。いいまとめ方をしてくださったなと思いました。

そのような中で、今回の法律の中でも更生保護施設が行っていく民間発のプログラムが遵守事項の対象になっていくという仕組みがありますけれども、恐らく世の中でそこまで知っている人は少ないだろうと思います。そこだけを取り上げるわけではありませんが、そういったことも一つの処遇体系の中に入れながら、国との役割分担でどうやって処遇を厚くしていこうかと、こういう視点で先ほど西村さんがまとめられたのかなと思う点は、とてもいい紹介をしていただいたということで改めて感謝したいなと思っています。

それから、一体的だという話も全くもってそのとおりで、特定補導のA群を受託するには手挙げだけではなく、それを実施する職員が一定の研修を受けた人でなければ駄目ということから、実は今、保護局が主催する研修には手を挙げる更生保護施設がどんどん増えています。それは職員のスキルアップ、職員の育成という観点でも非常にいい話ですし、全体の底上げという意味でもいい話ですし、それにとどまらず、特別な人だけがスキルアップするのではなく、更生保護施設の職員全体にそれが行き渡ります。施設全体というのは、職員の中の「あなたは何々担当ね」などという変な縦割りではなく、みんなが影響し合って底上げしていくと、ここにつながっているという効果についても言及されました。逆に意識してそういった効果を狙い、ビフォー・アンド・アフターで出てきてほしい部分、これをもっと強調して、それが定着していくようにということを思った次第です。

効果の件で、確かに量的な効果研究が少ないというのはそのとおりですが、

更生保護施設を退所後に訪問相談モデル事業の対象になった人と、対象になっていない人が、一定期間再犯している割合はどうかという量的な調査の結果、訪問支援を受けていない人が 4.4%で、支援した人が 14%、10 ポイントの再犯率の差が出たという研究があります。

今後もっと訪問相談事業というものは増えていくと、広がりが見えてきた中で、そういったある意味取りやすい効果検証の分野、これはどちらかというと取りやすいですね。そのようなことももっと増えていってくれたらなと思ったりもしました。

それと、そうはいっても量的効果だけではなく、いわゆるこういう実質的な臨床的効果がありましたというのを、先ほど山田さんから、対象者の視点ではなくいろいろな人の視点から、それぞれ実感としてこのようないい効果があったということを述べられた点は、大変重要な部分だなとも思いました。

その中で対象者視点ということに関して、その本人の参画の意識が高まっているということへの効果、これを正当に評価されている点が逆にすごいことであり、そこは今後大事になるではないかと思った次第です。

それで最後の質問に答えます。あまり質問の意図は分かっていないような感じで答えるかもしれませんが、今後の更生保護施設の処遇および連携拠点としての展開可能性ということで、まとめたらそういうご質問だったと思います。

更生保護施設の最大のメリットは地域にあるということです。地域にありながらにしていろいろな訓練ができるということです。要するに、そこが矯正施設との違いかなと思ったりもします。かつ訓練があつて、プロセスのプロセスには一進一退がある中で、きちんと地域にいながらにして失敗して戻ってこられる場所にもなり得るというのも、また更生保護施設のいいところですよ。あるいは、それに対して急に対応できるシェルター的な意味合いも持っていることも、メリットの一つです。

それぞれそういったメリットをいかに今後大事にしていけるかに、この更生保護施設の未来がかかっているのだらうと思います。その時にいろいろな体制を整えていくことは、更生保護施設を経由しなくても、他の更生保護施設を出てそこに住んでいる人が目の前にいるかもしれませんし、何も更生保

護施設経由ではない人でも悩んでいる出所者はたくさんいるわけです。また、出所者以外の本当の人数で一番多いのは、矯正施設を通らない入口段階で終わっている人です。そういったことも視野に入れながら、来ていいよと、来たら、何かつながりを持ったら、またゆるいつながりを持っていきますよと、そういう拠点になり得るところがどこかと言えば、更生保護施設しかないのです。ですから、それを真正面から受け止めていくことができるかどうか、もうそれが更生保護施設の未来にかかっているのだらうなと思います。

小西：ありがとうございました。では、続きまして宍倉招聘研究員、お願いします。

宍倉：私からは、地域生活定着促進事業との関係を踏まえて質問させていただきます。冒頭、今福先生のご報告にもあったとおりですが、日本の更生保護は、戦後の免囚保護事業から展開しました。司法保護事業を司法省が所管し、他方で釈放者保護事業という形で社会事業のほうで内務省が所管したものが戦後そのまま引き継がれて、この司法と福祉が別々に展開してきたところがあったと思います。そうした中、21世紀になって高齢・障害のある刑余者等の問題が出てきて、地域生活定着促進事業が展開してきたという流れがあるかと思います。

これは司法システムから福祉システムへのいわゆる「つなぎ」を行う仕組みとして、地域生活定着支援センターを中心に展開してきたところですが、この中で、今まで更生保護事業の中に含まれていた更生保護施設も指定更生保護施設という形でこの定着促進事業に一部関わることになりました。従来は、いわゆる「働ける人」を更生保護施設で受け入れていましたが、高齢・障害等を理由に働く能力がない人も受け入れるということになっていったと思います。

こういった状況も踏まえ、地域生活定着促進事業との関係をまずお伺いしていきたくと思うのですが、前提として同事業の最近の動向について、法務省から見た範囲でということで酒谷さんからお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

酒谷：ありがとうございます。定着事業の最新の動向等について御説明します。構造として本事業は、厚労省の補助金の事業で都道府県が実施主体になっています。4 分の 3 の定率補助ということで、上限はありつつも、都道府県が出した分の 3 倍を国は補助金として補助するという構造になっています。契約方法については、都道府県が公募し、複数年で契約しているところもあれば、単年で契約しているところもあります。全国の状況を見ますと、多くの都道府県で同じ事業者が何年も継続していることも踏まえ、公募の段階で経験などのクリアすべき要件を設けて限定をかけ、結果として継続的に同じところにやっていただくことになっているようです。

実施主体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO 法人や社会福祉施設などさまざまです。それぞれの法人の人事異動がありますので、課題にもつながりますが、職員で定着事業の勤務が 3 年以内という人が 7 割ぐらいという状況が長く続いています。当然ながらこのような状況を踏まえ、職員に対する研修をしなければいけないということで、厚労省は全国研修を毎年実施しています。この状況について、受託法人内で犯罪をした人の支援や犯罪をした人の中には支援が必要な人がいることを知っている人が増えていくのは、法務省側からすると、犯罪をした人への支援等について理解をしていただける人が増えていくことになるので、決して悪いことでもないのですが、定着側からするとノウハウの蓄積といったところが課題になっているものと承知しています。

業務の実施件数につきましては、お手元に横置きの色紙っぽいものでセンターの支援状況という紙があるかと思います。推移を見る場合は、これの一番後ろを見ていただければいいと思います。例えば支援終了件数の推移は青色の棒グラフです。業務がいろいろありまして、コーディネート業務というのが、刑事施設・少年院に入っている間に保護観察所から依頼があつて、帰宅先や支援先を確保するといった業務で、これは大体 700、800 ぐらいで、おおむね横ばいという状況です。

フォローアップというのが、刑事施設・少年院から出て支援先につなげた後に、支援先などに対してフォローしていくという事業になっています。こ

れは少し増えている傾向にありますが、これも一つの課題になっていまして、定着が地域の中で孤立しているといえますか、支援先以外に定着だけが本人とつながっている機関になっているような傾向があり、支援先からの求めもあって支援から離れづらいというところがあります。「定着さんがいてくれるから福祉施設としては受けます、なので離れないでください」ということを言われる場合があり、これが一つ課題になっています。

相談支援業務は、全般的に高齢・障害のある犯罪した人の相談であれば受け付け、相談に応じるというものです。

被疑者等支援業務というのが令和3年度から開始したもので、入口支援になっています。こちらは法務省のほうで勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等ということで、検察さんから依頼があった勾留中の被疑者・被告人の生活環境の調整等を保護観察所が行っているのですが、その中で高齢・障害のある方でセンターさんと連携すべきという人についてお願いしているのが被疑者等支援業務です。この業務は令和3年度から実施して、少しずつ増えていっています。ただ、これもなかなか定着さんに依頼がこないという課題もあります。この業務は都道府県の手挙げ方式であったため、令和6年度からようやく全国実施に至りました。

更生保護施設さんとの関係の統計でいうと、3ページ目でしょうか、参考1で矯正施設を退所して受入れ先に帰住したというところがあって、参考2で棒グラフがあって、更生保護施設というのが一番左側にあると思います。これは出口支援ですけれども、いったん更生保護施設・自立準備ホームに帰るとというのが結構な数になっています。これに関していうと、満期釈放ではない場合、いつ出所するか分からず、受入れ先の福祉施設等との調整が困難な場合があるので、福祉施設等帰住前の一時的帰住先として更生保護施設や自立準備ホームを活用いただいている場合も含まれています。

また、入口支援でいうと、定着側が保護観察所と連携する理由の一つとして、定着さんは先ほどお伝えしたとおり社会福祉士会や社協などで自前の施設を持っていなかったりします。短い期間で帰住先等を調整し切れない場合に自前の施設があれば対応できますが、そうでない場合、先ほどシェルターの話も今福先生からあったと思いますが、一時的に更生保護施設等で

受け入れていただき、その間に次のサービスを調整していくということがあります。

矯正施設等の中にいる本人と、実際に釈放後生活している本人を見るのとで違ったりするので、更生保護施設内での本人の様子をしっかりと見ると適切なサービスにつなげやすいという話もあります。また、支援に役立ついろいろな情報を更生保護施設さんからも得られたりするので助かりますという話を定着さんから聞いています。このような観点からも更生保護施設さんとの連携が非常に重要であると考えています。

なお、定着は都道府県ごとに職員 1 人当たりの年間支援件数が 1 桁台のところもあれば、その何十倍のところもあり、地域差が大きいところが非常に大きな課題の一つになっています。長くなりましたが以上です。

矢倉：ありがとうございます。ノウハウの蓄積の問題と、あと定着支援センターだけが本人につながってしまうというネットワークとしての孤立化のようなところも課題になっているかと思います。また、受託法人は多くは変わっていないということですが、私も少し先行研究などを調べると、変更があったところもあったり、あと単年度契約更新ということなども含めて、職員の育成が不十分な点や運営体制が自転車操業のようになってしまっている可能性もあるといった点も課題として確認しました。

福祉とのつながりは非常に重要だとは思いますが、司法システムという観点からするとやはり犯罪行為を中心に公平公正な処分が求められますので、各福祉機関のコーディネート能力や各地域の福祉サービスの提供状況、社会資源の状況などのばらつきがあると、刑事政策との関係で果たして適切なのかという問題も出てくるのではないかと思うところもあります。

あと、山田さんの報告にあったと思いますが、就労支援や居住支援など、福祉支援以外の支援などもある中で、福祉の専門家の皆さんはいわゆる生きづらさのようなものを抱えた方に寄り添うようなアプローチは得意だと思いますが、犯罪をした人の再犯防止は福祉のアプローチだけが妥当なのかというところもあると思います。場合によっては不適切な対象者、犯罪性の高い人などが特別調整の対象になったりすると、再犯防止の無用の負担や責任を

定着支援センターが負わされるというのは果たして妥当なのかというところも気になるところではあります。

更生保護事業法で更生保護と先ほどの訪問支援事業や連絡調整事業なども今度変わったと思いますけれども、更生保護と社会福祉のネットワークの連携をもっと強化していく、それを地域における更生保護施設を拠点として整えていくというところで、まさに司法と福祉のコーディネート能力を、更生保護施設を中心に整えていくような取り組み、あるいはネットワークの強化やコーディネーターの育成も今後重要になっていくのではないのでしょうか。この点、トウネサーレなどの取り組みをしている鷲野さんから、課題としてどういうものが挙げられるのかということ、また今福さんからそちらの課題について後でご回答いただければと思います。お願いします。

鷲野：はい。お答えになるかどうか少し分かりませんが、地域定着は東京の場合でいうと『やまて』さんになりますが、非常に熱心に長い間継続してやられています。先ほどの宍倉先生からのご質問では、福祉の観点と司法の観点でどうなのかとおっしゃったと思いますが、私は半分ぐらい福祉のほうをやっているのですが、そうすると実は再犯防止というのはやはり目的外というか、福祉の観点でいくと、この人は社会の中でどのように支援していくべきなのかという、そちらのほうの主眼になってきます。

制度的には、今は7次になっていますけれども、障害者支援計画の枠組みの中で考えていくという必要があります。実はその障害者支援計画の中に地域定着も入ればいいと思うのです。そこだけが入っていないくて、保護司さんや更生保護施設が入ったりしているのです。これは厚労省が主体になるのか保護局が主体になるのか分かりませんが、既存のいわゆる社会福祉協議会系統の会議と司法の枠組み等を融合させるような取り組みをやっていると、どちらもいいところを取れないような状況になってしまうのかなという気がしています。

私どものNPOでやっている男性のグループホーム、ジラソーレと言いますが、もう実は満床です。2ユニットあつて定数が14名ですけれども、地域定着を介さずに施設から直取りをする場合もあります。地域定着でも住居が

見つからないから直接取ってくれないかという話があって、実は長野刑務所あたりから取ったりした経験があります。やはり地域定着を、特別調整を断られた人とか外れた人を直接取るというのは、非常に重荷です。まず利用者さんの動機付けができていないので、そこから始めないといけません。

施設が刑務所のオルタナティブになってはいけませんので、いわゆる福祉施設は福祉施設としての生き方をしていかなければいけません。全国的に 700～800 名ぐらいが地域定着から流れてくるのですが、グレーゾーンの人は何千人といいます。そこをどうするかということに、今後、光を当てていかないと、本来の再犯防止の観点からすると欠落しているのかなという気がしてなりません。

今福：私からは、今、いいことをおっしゃったので、一言です。いろいろなネットワークが重層的であればその競合的などということを心配する必要はないので、重層的であればいいのだろーと思います。ネットワークというのは、やはり人が間に介すると誰にでも好まれるネットワークもあれば、その色合いが出るようなネットワークもいろいろとあると思いますので、それを一つ一ついいところと悪いところを評価していても仕方ありません。いろいろなネットワークが重層的に重なっていくことを前提に広がっていくことが期待されます。

その中の一つに、今おっしゃったようなご提案で、更生保護施設だけなのか、地域の更生保護協会などの新たに法的に位置付けられた地域連携助成事業者とも一緒にかんでいくとか、あるいは近接領域で就労支援事業者機構などとの共同で、中心が幾つかあるけれども全体のネットワークをつくるのだといった発想もあってもいいし、もう私はこの分野は何でもありだろーと思っています。

小西：ありがとうございました。では、残りもわずかとなりましたが質疑応答に移っていきたいと思います。ご質問等があります場合には、会場においては挙手、またオンライン上では挙手ボタンを押していただき、ご所属と氏名をお話しいただければと思いますのでよろしくお願いします。

では、まず挙手がありましたので、廣瀬招聘研究員、お願いします。

廣瀬健二 WIPSS 招聘研究員：廣瀬です。非常に詳しく実情をご紹介いただきましたし、また今福さんに非常に大局的なお話もまとめていただいて、大変分かりやすく非常に勉強になりました。どうもありがとうございます。

そういう中で、僕は、令和4年の少年法の改正もそうですが、拘禁刑の改正というのがやはり非常に大きなエポックメイキングなことになるのではないかと思います。それは矯正にとってはもちろんですけれども、保護にとっても非常に大きな契機になり得るのではないかと思います。その中で、今日の更生保護施設の役割についても影響が及んでいくのではないかと思います。そういう意味で、ぜひ今日、問題点をきちんと把握しておられるし、また前向きな取り組みをいろいろされているということで心強く思いましたし、勉強させていただきました。皆様のご活躍をこれから先も願っています。

山田先生のお話で、上澄みだけでは駄目で、もっと下のほうにもきちんとやらなくてはいけないという、それは全く同感ですけれども、しかし上澄みについても、もっと強化していく必要がいろいろあるのではないのでしょうか。例えば仮釈放の率や期間など、そういう観点もあるのではないのでしょうか。ただ、それには当然受け皿等も必要ですし、なかなかできるものではないというのもそのとおりだろうと思います。

全体を包括したような社会にしていかなければいけない、それから今の今福先生のお話で重層的という言葉に僕も非常に共感しますが、連携や共同という場合に、単一の輪だとどちらがやるか押し付け合いになってしまうので、隙間ができたりしてしまいます。それが重層的、多層的になっていけば、そこが防げます。最近、北欧を中心に研究しているものですから、この間もノルウェーでいろいろ見てきましたが、非常にそれを感じています。

質問にならなくて恐縮ですけれども、実はこの間、日本財団のほうで塀のない開放刑務所を造るという研究会をやっているし、それでも矯正と保護、両方に関わっていただいてやっていたのですが、当然刑務所の話ですから、

矯正のほうが非常に熱心なのですが、保護の関わりがいまひとつ僕はそれほど積極的ではないなという感じがしました。第一次的にはそれでいいでしょうけれども、しかしやはりもっと連携強化というところについても強力に、前向きに向かっていくということがあっていいのではないかと思います。

今日のお話の中では、それぞれの現場で非常にいろいろな努力をされているということを伺って心強く思いました。質問というよりは感想になりますけれども、そのようなことを感じました。ぜひ頑張っていただければと思います。

小西：ありがとうございます。今のことにに関して一言いかがでしょうか。名前も挙がりました今福招聘研究員。

今福：今の最後のところの問題意識は非常に大事なところで、ある意味、今日も私が申し上げたとおり、塀の中の刑務所というものがラストリゾートだと刑罰の中で位置付けられる世界に今後行けるのかどうかという流れの中で、どのような可能性があるのかということを検討しておられるということであれば、その問題意識こそ刑事政策に残された最後の課題だと思っています。

昔法務省にいたかどうかは関係なく個人的に答えていくと、社会の安全とのバランスもあるでしょうけれども、やはりどうしても塀の中に入ってもらわないといけない人は絶対いるはずです。しかし、そこを精査していった時に入ってもらふ必要があるのだろうかとか疑問に思えるような人もいるように思えます。他の諸外国の状況を見ていると必ずしもそうではない。そういった時に、社会の中に本拠を置きながら刑罰を受けているけれども、しかしそこは見えない檻の中に入っているといった開放的刑務所ではなく、もう檻はないという前提の中で、そういったものをどう実現できるかということが大きな課題になると思います。

これは抽象的で難しいところで、その線は何だろうかとか常に思うのですが、そこに私は更生保護施設の在り方、すなわち、更生保護施設は塀がないという前提から始まっていますから、そのノウハウで、かつそのノウハウに合う人が入ってきていて、それは恐らく人数的にもマジョリティーになっていく

のではないかということを想定しながら検討していくことは、非常に大切なことだと私は思っています。

小西：ありがとうございます。では、他にご質問等がありますでしょうか。では、お願いします。

小林良子 WIPSS 招聘研究員：東京社会福祉士会の小林と申します。今日はどうもありがとうございます。2つあります。1つは、今日、更生保護施設の話が非常に、もちろんこういうテーマでしたのであれですけども、自立準備ホームとの連携やネットワークや位置付けなど、自立準備ホームの「自」の字も出てこないのはなぜだろうと思いつながら聞いていました。

あと、西村先生の資料のデータにもあったのですが、障害や高齢の支援が必要な人たちがそこそこ入っていらっしゃると思いますけれども、更生保護施設にいられる期間と、つまり出ていかなければいけない期間とその支援のところで、いろいろなご苦労があると思いますが、そういうことを伺わせていただけるとありがたいと思いました。

あと、地域ネットワークをつくるのは非常に大変だと思うので、西村先生とは少し違いますが、地域ネットワークづくりについてはまたいろいろとお話を今後も伺いたいと思います。

小西：ありがとうございます。では、最初の質問に関しては今福招聘研究員、また2番目の質問につきましては各更生保護施設のご登壇者の皆さまにお答えいただければと思います。

今福：ありがとうございました。私は、更生保護施設と自立準備ホームは常に連携すべきだと思っています。何となれば、今、息の長い支援、処遇を前提に物事を考えていこうという時に、更生保護施設の目線から見た時に、施設を退所した後、自立準備ホームで一定程度面倒を見てくれるという流れは、これほどうれしいことはないわけです。また、更生保護施設の中にも自立準備ホームが得意とする分野についてあまり長けていないということもあった

りもするかもしれません。しかし、一方で自立準備ホームにはない処遇力の厚さがあるという点では、相対的に見たらやはりかなりの差があると私は見えています。

例えば、今日、話題には出ていませんけれども、一般的に忌み嫌われると言ったら変ですが、性犯罪者の受け入れは難しいという説明が一般的にはなされます。しかし、全国を見たら、どことは言いませんが入所者の半分以上が性犯罪者のところもあるのです。積極的にプログラムを提供し、そしてその後も性犯罪についての知識もきちんと備えた人がフォローアップして、再犯を抑えているという実例があります。しかし、そのようなことを言えば、変な横やりも入るおそれがあるので、あえて宣伝はしていません。全国で見ると、そのように更生保護施設の層の厚さ、全体としての総合力、処遇力というのは、やはりあるなと思っています。

自立準備ホームは、一発当てるにはすごいところがありますが、そうではないところもやはりあります。だから、それぞれのいいところと弱いところをきちんと分かりながら、うまく連携していく必要があります。どうして連携が必要があるかという点は、息の長い支援が必要だからです。それこそ両全会が更生保護施設をやりながら、自立準備ホームもやっておられて、うまくそこを組み合わせながら実践されているわけです。こういう好事例もあるわけですから、やれないことはないと思います。

小林: すみません。処遇がなかなか大変な方々がいらっしやるとしていますが、そこに対して社会福祉士さんなどがいてやりますということなのかもしれませんが、その力の入れ方はどうでしょうか。

鷲野: 両全会の現状で言いますと、特に高齢の、80歳を目前にした女性がいるりして、天涯孤独、もう老健施設に行っていたくしかないという感じです。そういう場合、都の関係部局あるいは区の関係部局、区内で駄目であれば多摩地区の周辺の都市の福祉と協議するという形で老健施設を探すのですが、非常に難渋します。相談事業者さんがかんでもらわないとこれも困ったりしますので、そういうものについては結構大変だなと思います。

あと、それ以前の若いというか 50 歳代ぐらいまでの人でいうと、統合失調症などを持っている人について、きちんと通院して普通に生活はできるけれども、なかなかそういう既往症があると受け取ってもらえないというところが多々ありまして、それは実は私の個人的なつながりで引き受けてもらったりしています。

だから、人と人とのネットワークをつくっていかないと、更生保護施設でもきちんと処遇しましたから引き取ってくださいとはなかなか言えない場面もありまして、職員がどれだけいろいろな福祉の関係事業所とのネットワークを持っているか、つくってイけるかということが、これからは課題になってくるのではないかという気がしています。

小西: ありがとうございます。もう、少しお時間を超過してしまいましたが、他にはよろしいでしょうか。では、オンライン上で石川先生から挙手がありましたので、お願いします。

石川正興 WIPSS 顧問: 今日の話の質問が 1 つ。時間がもうないので 1 つだけ聞きたいと思うのですが、更新会で結構長いこと評議員をやったりして、そこでの実情はそれなりに理解しているつもりですが、両全会で社会福祉士さんがこのところ相次いで 3 人くらい辞められたということを両全会の報告書で見たわけですが、これは何か事情があるのでしょうか。

それに比べて埼玉の清心寮、初めてその内容を聞いたりして、色んなことをなさっているなど感じましたが、特に社会福祉士さんが 3 人、精神保健福祉士さんが 2 人が常勤としていらっしゃるというのは、恐らく全国の更生保護施設でも極めて珍しいだろうと思います。これは何か特殊な原因があったのでしょうか。そこをお願いします。

小西: ありがとうございます。では、まず初めに鷺野さん、続けて西村さん、お願いします。

鷺野: はい、両全会の鷺野です。なかなかお答えしづらいご質問で、実は 1

年間で3名の社会福祉士さんが交代しました。理由はもう明確です。支援という意味の取り方が少し違っていきまして、いわゆる職員のほうは指導というか過剰な支援をしたいというところなんです。規則をやはり遵守するという、決まりを守るということに力点を置き過ぎているところがあります。例えば、帰宅時間であったり、あるいはお風呂へ入る順番の順守であったり、日常生活のそういうこまごました決まりを破ると、強烈的な指導が入りました。社会福祉士さんから見るとそれは支援のきっかけであって、それを契機としていろいろな働き掛けをすればいいのですが、どちらかというと言葉は悪いのですが怒ってしまうというきらいがありました。そこが、自分たちがここの職場では働けないなという。

私もそこへ勤め出して何年間か職員研修をしたり、職員の利用者さんに対する言葉遣いなどをかなり言ってはいるのですが、何せ刑務官のOBが多いということもありまして、疑似刑務所に見間違えうばかりの場面がないとも限りません。そういう意味で少し職員の育成について考え直していかなければいけないなと思っています。以上です。

西村：清心寮ですけれども、基本的に欠員が出た時にはハローワークに公募したり、その他の例えば自衛隊の地方協力本部に出したりしており、特に社会福祉士を強く求めるという募集の仕方はしていません。ただ、そういう資格がある人は優遇というところは書いてあります。恐らくそういう人たちが積極的に応募してくれるのは、うちのホームページにかなり細かくうちがやっていることを書いてあるからです。見学したいという人も非常に多く、大体がそういう福祉系なり、教育系なり、心理系の人たちが多いのですが、それはホームページを見たからというところがあります。うちがどういうことをやっているかというのをかなり細かく、かつ分かりやすく書いてあるものですから、そういったところで関心が高いのかなと思っています。

最後の2人の人のうち1人は女性で、うちが公募しているのを見て、他の県の人ですが、更生保護施設でぜひ働きたいとおいでになりました。正直なところ常勤職員には宿直をしてもらわないと行けないのですが、深夜の業務に女性1人で働かせてはならないという均等法のガイドラインがあります。

それでいったんはお断りしたのですが、あまりにも熱心なものですから、宿直とそういう補導業務を一応分けまして、宿直の人を別途採用しました。その女性は一生懸命頑張っており、それこそ福祉へのつなぎなどもしっかりやっています。とりわけ社会福祉士や精神保健福祉士が絶対であるといったことはないです。

小西：ありがとうございます。

では、もうお時間になりましたので、今日はここまでとさせていただきます。本日は、お忙しい中、皆さまにお越しいただきまして、ありがとうございました。